

# 社会福祉法人育桜福祉会 令和6年度事業計画書

昭和56年（1981年）2月の法人設立から43年が経過し、令和6年（2024年）4月現在、日中活動サービス事業所（通所）10か所、障害者支援施設（入所）1か所の施設を中核に、身体障害者福祉会館1か所、グループホーム14か所をはじめ、法人独自に設置した、障害がある方たちの地域生活を支援するための地域生活支援室などを運営しています。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが5類とされ、縮小してきた活動や地域との交流を段階的に取り戻す1年でした。基本的な感染予防策を維持しながら、感染症の拡大予防を重視し、発生状況等に応じた対策を随時、コントラストを明確にして取り組むことで漫然とした対応にならないよう注意を払いました。

法人の運営に関しては、毎月実施する経営企画会議、管理職会議、補佐会議においてそれぞれの会議の機能を整理し、企画・協議・検討・意思決定をより組織的に行えるよう工夫しました。特に補佐会議は毎月実施する会議の他、グループを編成して招集し、テーマに沿った議論の機会を設けることで育成の機会としました。

令和6年度は障害者総合支援法の報酬改定が行われることから、制度の動向を捉え、適切に対応することで着実に事業を推進させるとともに、法人の第4期中期計画（令和6年度～令和10年度）の初年度として、同計画に掲げる「利用者支援の充実」「職員の確保・定着に向けた取組みの更なる強化」「法人の安定した経営」を事業の骨格とし、各事業所における支援の充実と安定した組織運営に取り組めます。

また、令和5年度末をもって廃止とした計画相談センターいくおうについては、業務の整理と体制の強化を図り再整備のための準備に取り掛かり、令和6年度中の再始動を目指します。

また、老朽化により賃貸借契約の更新が行なえない第10生活ホームいくおうの移転に加え、中原区において新たに生活ホームいくおう・中丸子（仮称）の開設に向けた準備を着実に進めます。

## 1 法人共通重点運営項目

### (1) 利用者支援の充実

法人の基本理念及び基本方針に基づき、障害のある方が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、引き続き日常の支援を進めるとともに、利用者の想いを汲み取り、地域における望む暮らしを実現するため、客観的な根拠に基づく意思決定のための支援を推進します。

特に利用者の記録については生活支援システム「ケアカルテ」を十分に活用し、日々

の記録に加え、丁寧なアセスメントに基づく個別支援計画立案及びモニタリングなどのプロセス管理をより適正な流れで実施できるよう取組みます。

サービス利用契約の更新や個別支援計画の説明に際しては、可能な限り分かりやすくまとめた補助資料なども活用し、利用者本人にできるだけ分かりやすく説明する工夫を行うなど、本人を主体とするサービス提供となるよう取組みます。

併せて、利用者支援の充実に資するため、内部自主点検・利用者満足度調査・第三者評価を計画的に実施し、課題や強みを抽出するとともに、改善やさらなる向上を図ります。令和6年度は、内部自主点検を「しらかし園」、「あかしあ園」、「いぬくら」、「桜の風」、「第3、第6、第9、第10生活ホームいくおう」及び「生活ホームいくおう北加瀬、上作延」で、利用者満足度調査を「こぶし園」、「ゆずりは園」、「小向このはな園」、「桜の風」、「陽光ホーム」、「北部身体障害者福祉会館作業室」、「わーくす高津」、「第1、2、4、5、7生活ホームいくおう」及び「生活ホームいくおう・第1神木、第2神木」で取り組み、「わかたけ作業所」、「白楊園」において、福祉サービス第三者評価を受審することとします。

「桜の風」の運営については、市内の短期入所実施事業所数の増加により、レスパイト利用については身近な地域の事業所で利用しやすくなってきている様子がある一方、緊急的なニーズに対し、柔軟な受け入れ体制の確保に努め、「桜の風があってよかった」と感じていただけるよう取組みます。

また、グループホームについては、安定した運営を確保するとともに、新たなグループホーム「(仮称)生活ホームいくおう・中丸子」の開設と老朽化している「第10生活ホームいくおう」の移転を行い、新しい生活の場に円滑に移行できるよう支援します。

## (2) 職員の確保、定着に向けた取組みの更なる強化

年々深刻化する労働人口の減少は全産業共通の課題であり、とりわけ厳しい状況にある障害福祉分野においては一層人材確保の困難さが増している状況にあります。

新たな人材を確保するための努力だけにとどまらず、当法人を選択して入職した職員が定着し、活躍し続けることが重要なテーマとなります。そのために、業務を通じて働きがいを実感し、自己の成長の手ごたえを持ちながら、前向きに意欲を発揮できる職場環境づくりを目指します。

目標管理の手法を活用した人材育成の取り組みを着実に進め、職員一人ひとりの業務的な関心を成長の機会とし、成長を支えるための支持的なコミュニケーションを充実させることで、業務を通じて行う人材育成(OJT)を重視します。

また、業務中の災害予防や心の健康づくり計画に基づく取組みを引き続き推進するとともに、事故防止スローガンの発出や注意喚起資料を活用した啓発など、職員に見える形で取り組むことで、安心して働き続けることができる職場環境であることを感じられるよう努めます。

新たな人材の確保においては、障害福祉の仕事の魅力を知っていただくための「オープンカンパニー（短期間の職場体験や見学など）」を実施するほか、職員が感じる育桜福祉会の魅力を学生に伝える機会を設けるなど、効果的で機動性の高い採用活動となるよう工夫します。

### **(3) 活力ある法人経営の取り組みの強化**

法人の各種会議・常設委員会及び各種業務担当は、一体感を持ち力強く組織を運営していくための機能として、特に経営企画会議における活発な議論と効果的な合意形成プロセスを重視します。さらに、次世代を担う役付職員の育成も重要なテーマとして捉え、補佐会議における情報発信と活発な意見交流の機会として一層効果を高められるよう、引き続きテーマ別のグループを編成した課題検討部会の取り組みを促進します。

法人運営の中心的な役割を担う管理職及び補佐職も、業務を通じて行う人材育成（OJT）の対象であることを自覚し、日常の業務の中でそれぞれの個別性に応じたステップアップを図れるよう努力します。

各事業の運営状況については、利用定員と現状の利用率を把握するとともに、人員配置や勤務の実態把握を進め、効果的で効率的な経営に努めます。

特に職員体制を適正で安定したものとするため、契約職員採用の工夫を引き続き行い、事業所の経営状況とバランスの良い適正な人員構成を築きます。

継続的な経営課題であった相談支援室はいまい地域相談支援センターと計画相談センターいくおうの廃止をもって解消するとともに、新たな計画相談支援体制の再整備を図ります。その際には、利用者に一時的なセルフプランへの移行と計画相談支援の再開について、不安や混乱のないように努め、丁寧で円滑に移行できるよう支援します。

また、大規模地震災害を想定し、特に生活の継続を支援する必要があるグループホームの危機対応については、想定される様々な状況に対応できるよう安全委員会を中心に検討を進めます。

## **2 事業別重点運営項目**

### **(1) 日中活動サービス事業所・身体障害者福祉センター**

#### **◎ 多機能型事業所(生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所)**

##### **① わかたけ作業所（利用定員 55 名：生活介護 45 名・就労継続支援B型 10 名）**

##### **▼ 《地域資源活用プログラムの実施》**

利用者が、様々な地域資源を活用することで、社会参加の促進を図るため、地域

資源活用プログラムを実施します。地域のコンビニエンスストアなどの身近な資源を使う経験を重ね、必要な生活能力の習得を目指し、生活の幅が広がられるよう取り組みます。

▼《利用者一人ひとりに合わせた作業活動の提供》

利用者一人ひとりの特性や作業能力に合わせ、作業工程を細分化するなど、多様な作業種を提供することで、作業に対する意欲ややりがいを高めます。また、必要に応じて新規作業の開拓や導入を実施します。

▼《地域と交流する機会の拡大》

定期開催のロードショップや障害者週間の取り組みである「わかたけおまつり」を実施し、地域と販売による交流の機会を増やします。また、地域貢献の一環として事業所周辺や通勤経路である近隣の地域清掃を行います。

② 白楊園（利用定員 80 名：生活介護 65 名・就労継続支援 B 型 15 名）

▼《社会生活力の向上につながる活動の充実》

利用者の社会生活力の向上を目指し、多機能事業所の強みを活かして各種作業や文化創作、健康運動などを組み合わせた魅力ある活動プログラムを提案します。

- 地域の社会資源を活用した活動の充実を図ります。
- 利用者の意思形成に必要な幅広い経験の積み重ねとなる活動を提供します。
- 利用者の意思に基づく選択や決定ができるような丁寧な説明と希望の汲み取りの支援に努めます。

▼《利用者の年齢、健康状況や障害状況、生活環境の変化に対応した支援の提供》

ア 日々の暮らしを支えるための関係各機関との連携強化を図ります。

- 相談支援事業所、グループホームや各種在宅サービス等の事業所との情報共有や支援協力の強化を行います。
- 将来の生活に備えた情報発信や情報提供をします。
- 利用者それぞれ個別の生活上の課題に対して、関係する各機関と連携して改善に努めることで利用率の向上につなげます。

イ 理学療法士などの専門職への相談機会を活用しながら、その評価に基づいた利用者の健康や身体機能の維持の取り組みを行います。

ウ 障害の専門的理解と権利擁護の視点に基づいた質の高い利用者支援の実践を目指します。

- 強度行動障害支援者養成研修を受講した職員を中核にして職場全体で確認と共有のもと現場実践を行い、支援力向上に努めます。
- 利用者の権利擁護と虐待防止への絶えない意識向上と実践を続けるための事業所内研修や振り返りを行います。

### ③ しらかし園（利用定員 37 名：生活介護 25 名・就労継続支援 B 型 12 名）

#### ▼ 《一人ひとりが力を発揮し主体性を高められる支援の充実》

「社会生活力プログラム（SFA）」の支援手法を参考に、目的を持った学習・体験の機会を提供します。

生活の身近なテーマとして食生活・買い物など、応用的なテーマとして外出・余暇など、経験の拡大を図るテーマとして安全・危機管理などに取り組みます。

#### ▼ 《個々の障害特性に配慮した支援の充実》

利用者の障害特性に応じた適切な支援の標準化を目的とし、強度行動障害支援者養成研修修了者を中心とした支援チームによる支援を展開します。

アセスメントに基づく支援の検討と特性に配慮した関わり方や環境作りの充実を図ります。

#### ▼ 《高齢化に対する支援》

利用者の高齢化に対する支援として、現在の健康活動を見直します。

身体機能面、認知機能面の両方にアプローチしたプログラムを提供できるよう川崎市北部地域支援室と連携し、助言を受けた手法に基づいた内容で試行実施しながら、効果的な取り組みを検討します。

#### ▼ 《就労継続支援 B 型事業 就労に向けた取り組み等の実施》

ア 就労継続支援 B 型事業は、就労に向けた取り組みとして、就労体験、就労体験ステップアップ事業へ参加します。

イ 就労体験を通じ、しらかし園以外で作業をする経験の拡大や働いて工賃を得ることの達成感への関心が高まるよう支援します。

ウ 就労援助センターと連携し、年間を通して就労に必要なスキルの学習機会を設けます。

## ◎ 生活介護事業所

### ① こぶし園（利用定員 40 名）

#### ▼ 《施設の外に出る活動の積極的な推進》

「健康」とは、身体面の健康状態だけでなく、精神的にも社会的にも豊かに他者と繋がっている状態であることと捉え、わずかな時間でも積極的に施設の外に出る機会を増やし、地域の方とのささやかな交流の機会が増えるよう支援します。

#### ▼ 《個別活動拡充に伴う記録の充実》

障害を社会モデルで捉え、社会・地域との接点の中で示される利用者の表情の変化や緊張の様子などを記録に残し、好きなことや苦手なこと、得意なこと、チャレンジできそうなこと等を捉えるアセスメントを根拠としながら、本人の意思や選好

が反映した個別支援計画につなげます。

▼ 《職員間コミュニケーションの充実による分掌業務の推進》

それぞれの役割や業務を理解し、協調性を持って合理的に業務を遂行するため、報連相を強化・徹底し、分掌業務を推進します。会議は協議し決定する場であることを理解し、丁寧に合意形成を図ります。

▼ 《支援環境の再構築》

地域の福祉資源としてニーズ把握を継続し、ニーズに則した快適で安心・安全な事業所を目指します。さらに、福祉機器・福祉用具導入の検討、プレイホールの活用、活動の見直しを行い、利用者・職員にとって身体的・精神的負荷のない活動空間づくりを行います。

② ゆずりは園（利用定員 50 名）

▼ 《職員の観察力の向上と利用者の新たな経験の拡充》

常の生活や活動の中で表出される本人の行動や発言、普段の様子との違いなどの変化に気づくための職員の観察力を養います。そのために、日々の記録を丁寧に残すことを強化します。

また、利用者の持つ力の可能性を探る視点を持ち、新しい体験にチャレンジし経験が広がるよう支援します。

▼ 《地域社会に向けた情報発信と繋がり的发展》

地域の方や外部関係者に向けて施設内の見学や作業・活動などの体験ができるプログラムを設け発信し、障害者の地域での暮らしの様子やゆずりは園の取り組みについて知っていただく機会を設けます。

また、地域の町内会と協力し、町内会館の除草や清掃活動などの役割を担い、その繋がりの中からさらに広がる交流を大切にします。

▼ 《より多くの利用者に関わることでできるパン作業の工程の拡充》

パンの製造販売はゆずりは園の主になる日中活動であることから、「皆のパパゲーノ」を改めてコンセプトとして掲げ、製パン作業、パン販売のみならず、宣伝のための創作物の作成や出張販売など、より多くの利用者に関わりやすい工程を拡充し、利用者個々の特性に応じたパン作業の工程の拡充を進めます。

③ あかしあ園（利用定員 40 名）

▼ 《意思決定支援の推進》

ア 利用者が日常活動場面に表すわずかな表情の変化、視線、手の動き、発言などを小さな意思表示として細やかに観察し、支援記録システムの記録タイトル「意思決定支援（意思・選好の推察）」に記録することを強化して取り組みます。

イ 情報提供を行う際には分かりやすく、イメージにつながるよう利用者個々に応じ

て工夫します。また、そのための事前準備に注力できるよう仕組みを整えます。

ウ 職員は利用者個々の場面に応じた選択機会において、普段からの傾向は踏まえながらも、意思確認を怠らない姿勢を大切にします。

エ 経験してみる機会を積極的に設け、意思の形成につながるよう支援します。

オ 職員が意思決定支援について学び、理解を深める機会として日常業務を通じた人材育成（OJT）に加え、事業所内研修を行います。

▼《外出をともなう活動の提供》

利用者満足度調査で希望が多かった外出活動や屋外活動については、社会資源を活用することで生じる地域住民や店舗店員との交流の機会や、日中活動で取り組んでいる活動を地域に表現する機会を作るなど、活動の目的を地域との交流の機会の創出として位置づけ、実施します。

▼《虐待防止の強化》

ア 虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会を中心に、事業所全体で虐待の防止・不適切支援の防止に取り組みます。

イ 支援に関する知識・技術の向上のための研修や、実践場面を通して行う人材育成（OJT）を積極的に行います。

ウ 日々の支援では悩みや葛藤が生じることから、毎日朝夕に行われるフロアミーティングや全職員での打合せ場面で積極的に共有し、職員の孤立を予防します。

エ 職員の働きがいにつながるように、支援の好事例や家族等からの感謝や労いの言葉を事業所内で共有します。

④ いぬくら（利用定員 20 名）

▼《地域の社会資源を活用した活動の充実》

少人数グループでの飲食店の利用や日用品の買い物など近隣の身近な社会資源を活用します。

また、令和5年度の利用者満足度調査の結果を踏まえ、近隣への外出の機会を日常の活動の中で増やせるよう活動の充実をはかります。

その際には、事前準備を丁寧に行い、楽しみや緊張などの実感をもって取り組めるよう支援し、その様子を家族や他の支援機関とも共有します。

▼《身体機能の維持に向けた取組みの推進》

日常生活の中で、生活の質（QOL）の向上につなげられるよう、整形外科診断、理学療法相談、摂食指導をはじめとする専門相談を活用し、その評価をもとに作成したマニュアルを運用し、個別性の高い支援や介助を実施します。

▼《日々の暮らしを支えるための関係機関とのつながりの強化》

日々の暮らしの中で生じる困りごとに対し、相談支援事業所や在宅サービス等の事業所と連携を図り、情報共有や支援の協力関係を強化します。

また、利用者、ご家族の今後の生活の備えについて、お便りなどで利用できるサービス等の情報発信をします。

#### ⑤ 小向このはな園（利用定員 40 名）

##### ▼ 《日中活動の充実》

日中活動は、単に施設の中で落ち着いて過ごすことだけを目的とするのではなく、地域の様々な場面や今後の暮らしの中で想定される様々な場면을意識した個別の目的や意図を持ち、暮らしに役立つ力を身につけることができるような視点を重視して取り組みます。

そのための根拠となるアセスメントやニーズの整理を丁寧に行い個別支援計画に反映させます。

##### ▼ 《わかりやすい情報の伝え方や活動環境の充実》

絵カード、写真、動画、現物など一人ひとりに合わせたわかりやすい方法で情報を提供します。また、周囲の状況を理解して自信をもって活動できるように環境を整備します。誤解に繋がるわかりにくい伝え方や活動空間を解消できるように取り組みます。

##### ▼ 《専門性の高いチーム支援の充実》

障害特性の理解を深め、利用者個々の物事の理解の仕方、環境要因のアセスメントを行い、行動の背景を整理して根拠のある支援を行います。

専門的な支援の実践により、地域社会の中で望む暮らしや自立生活を実現するために必要な社会生活力を高められるよう取り組みます。

#### ⑥ 北部身体障害者福祉会館作業室（利用定員 20 名）

##### ▼ 《地域交流の取組みの推進》

自主製品販売の機会、創作活動の作品の発表機会の拡大のため、地域のイベント情報を収集します。得られた情報を精査し交流の方法、継続について取組みます。

##### ▼ 《日中プログラムの充実》

利用者の利用曜日、会館の空き室状況、自主製品製作スケジュール、外部作品展等への出展スケジュールの見える化を進め、計画的にプログラムの内容を実施することで、利用者の参加意欲や充実度が高まるよう工夫します。

##### ▼ 《健康意識の向上に向けた取組み》

自分自身の健康状態に意識をむけ、健康を意識した生活習慣作りにつながるよう、川崎市中部リハビリテーションセンター地域支援室及び在宅支援室の専門職（理学療法士・作業療法士・心理士）、雇い付け医、嘱託医などと連携し、個別の健康維持のための内容を活動として取り入れ実施します。



## ◎ 就労継続支援 B 型事業所

### わーくす高津（利用定員 30 名）

#### ▼ 《作業能力を引き出し、高められるような適切な作業支援の推進》

適切な作業手順で作業に取り組むことで不良品の発生率を抑え、安定して作業活動に取り組むために、現在の作業種や作業量の見直しを行うとともに、利用者の障害特性や適性に合わせた作業種の開拓を行い、作業能力を引き出し高められるよう支援します。

#### ▼ 《日常生活に必要なスキルの向上に向けた取り組みの推進》

実際の生活場面にスポットを当て、日常生活上の基礎知識・技術・技能を学ぶための生活学習会を継続的に実施します。

#### ▼ 《新規利用者の受け入れ拡大の取り組み》

事業所の定員確保のため、相談支援事業所や就労援助センター、特別支援学校等との連携を図り、見学や実習依頼に積極的に対応し、新たな利用者の確保に努めます。

## 【身体障害者福祉センター】

### 北部身体障害者福祉会館

#### ▼ 《会館からの情報発信》

利用団体向けのお知らせや利用団体の活動紹介、作業室及び川崎市わーくす高津の活動の様子などを積極的に広報し、常に新しい情報を発信できるよう努め、障害福祉に関する啓発を行います。

#### ▼ 《利用しやすさの向上と合理的配慮》

各部屋の空き状況の確認がしやすく、分かりやすい仕組みを整えるとともに、不便を感じる利用者の声や要望などを受け付ける意見箱と要望書を各部屋に設置し、確認します。障害を理由とする不便さに関する申し出があった場合には、合理的と考えられる範囲の中で必要なサポートや対応をします。

#### ▼ 《防災・防犯体制の強化》

地震・火災・水害・不審者を想定した防災訓練を継続的に実施します。

実施に当たっては、3 事業合同の防災委員会が中心となり、発災後の短期及び長期の対応について事業継続・再開計画（BCP）の更新も合わせて行います。

誰もが利用できる事業特性上、誰でも入れる建物となっていることを常に意識し、入館者にすぐに挨拶の声掛けを行うことで、不審者に対する初期警戒の体制を常に心がけます。

## (2) 桜の風及び陽光ホーム

### ① 桜の風（定員：施設入所支援 50 名・生活介護 44 名・短期入所 15 名）

#### ▼《地域の社会資源としての機能の充実》

地域移行後のユニットの居室を有効活用するため、計画的に入所調整会議を開くことで、地域のニーズに応え、事業所の役割を果たします。

また、地域での生活を支えるために、強度行動障害の状態にある方など在宅等での生活に困難を抱えている方の一時的・集中的支援のためのミドルステイの相談や利用、緊急的な受け入れの充実を図り、「地域生活支援型」施設としての役割を強化します。

短期入所においては、必要な支援の把握と実施する体制を整えることで、医療的ケアを必要とされる方への社会資源としての役割を担います。また、土日に偏ることなく、平日の利用について促していくことで、効果的な利用につなげます。

#### ▼《根拠に基づく支援展開と支援力向上の促進》

根拠に基づく支援を提供するため、個別支援計画や地域移行業務ガイドラインを活用した会議で共有された内容について、本人の状態や行動を観察した記録、職員の関わり方と反応の記録を蓄積し、アセスメント情報を充実させ、できそうなことに挑戦する支援につなげます。

また、これらの丁寧な観察記録を積み重ね、より細かなアセスメントにつなげることで、本人の望む暮らしの実現に向けた意思決定支援の根拠として整えます。

記録として他者に伝わる文章の確認は、ユニットリーダーやサービス管理責任者を中心に定期的に確認し、適切な文章を残します。

#### ▼《適正な業務進行と運営管理》

業務が滞ることなく進行し、安定した利用者支援や事業運営が行えるよう、各職員が起案や提出物、報告等について期限・期日を意識した業務管理ができるよう育成します。

また、各職員は担当する分掌や役割を自覚し、計画性と責任をもって業務に取り組みます。

労務管理関係書類についても事前申請と事後処理といった基本的な手順を徹底するとともに、施設長、施設長補佐、事務員が複数名で把握するなど、チェック機能を強化します。

### ② 陽光ホーム（利用定員 16 名）

#### ▼《安心・安全な生活環境の提供》

快適に気持ちよく暮らせる環境となるよう、建物設備等の安全性を維持し、老朽化を防ぐ為のメンテナンスを強化します。

また、ホーム建物外の美観の確保や建物内の整理整頓を徹底し、共有スペースの清

潔維持を促進します。

そのために、男性棟と女性棟がそれぞれで対応するだけでなく、陽光ホーム全体として課題認識し、一体的に取り組めるよう促進します。

▼《地域生活体験事業の推進》

地域生活体験希望者の確認や見学の積極的な受入れを行い、陽光ホームでの体験的な利用を経験し、地域での本人の望む暮らし方の検討のための支援を行います。

▼《地域移行の推進》

利用者の想いの実現に向けて数年先を見据えて今後の暮らしをイメージできるよう支援します。

関係機関と連携して利用者一人ひとりの希望する暮らしを実現できるよう意思決定支援を実施します。

### (3) 南部及び北部地域生活支援室

(南部及び北部並びに西部生活ホーム運営センター)

第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7・第9・第10生活ホームいくおう及び生活ホームいくおう・北加瀬並びに第1神木・第2神木・上作延(総利用定員68名)

▼《生活ホーム運営センターの安定した運営の推進》

生活ホーム運営センターの職員を中核とし、円滑な生活ホームの運営ができるよう、生活ホーム運営センターの機能強化を図ります。そのために、通常世話人による勤務体制の安定化を図り、支援の内容や質の向上、不測の事態への対応などを生活ホーム運営センターが担える体制づくりに努めます。

連携施設や日中活動先事業所との連携関係を強化し、必要な応援の要請等を具体的に示しながら調整します。

▼《組織的な運営の強化》

法人本部事務局、南部生活ホーム運営センター、北部・西部生活ホーム運営センター、陽光ホームの管理職が合同で実施するグループホーム管理者ミーティングを毎月開催し、法人本部事務局との連携を図ります。

また、常設委員会である総務委員会およびグループホーム連絡調整会議において、ホーム建物の老朽化の課題や支援体制の確保の取り組みに加え、空室が生じた際の新たな希望者の入居調整など、運営上の課題を整理し対応します。

▼《世話人とのコミュニケーション強化》

世話人に対して個別に面談を行い、世話人業務の再確認と、利用者に対する丁寧で、きめ細かい支援ができるよう世話人へのレクチャーを丁寧に行います。

また世話人が不安に感じたり、疑問をため込まないよう、適宜コミュニケーション

が取れる環境を整えます。

▼《暮らしの環境変化への対応》

生活ホームの建物の老朽化の課題や、利用者自身の状態の変化など、生活の全体像を捉えながら、「暮らし」に必要な支援を提供するため、新規ホームの開設や移転などについて具体的に検討します。その際には、地域や家庭、通所先事業所等の関係機関との連携を図りながら混乱や不安のないような支援に努めます。

▼《ICTを活用したシステム等の有効活用》

職員の就業管理システムや利用者の生活支援システムの有効活用により、業務の効率化を図ります。

## (4) 相談支援室

### 相談支援開設準備室

▼《いまい地域相談支援センター業務の円滑な終結》

後継事業者に丁寧な業務引き継ぎを行い、相談者が混乱しないよう、スムーズな業務の引き渡しを行います。

また、臨時的な対応については相談者に不利益が生じないよう後継事業者と協力して必要に応じた対応をします。

▼《計画相談センターいくおう利用者のセルフプランへの移行》

計画相談センターいくおうの契約利用者が、現在利用しているサービスが使えなくなることはないよう、希望者に対してセルフプラン作成支援を行います。

▼《新たな相談支援体制の再整備に向けた業務の整理》

これまでの業務内容の整理と記録システムの変更に伴う業務を着実に進め、事業としての一連の手続きが業務として着実に行えるよう再整備後の再開に向けた準備をします。